

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.1			担当課等:	教育委員会
契約締結前 の公表	公表年月日	令和6年3月18日		
	物品又は役務の内容	中泊町体育センター管理業務委託		
	履行期間又は履行期限	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで		
	契約の相手方の 決定方法及び 選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。		
契約の相手方になろうとする者の 申請方法	見積書の提出による			
契約締結後 の公表	公表年月日			
	契約の相手方の 氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称及び主たる 事務所の所在地)			
	契約締結日			
	契約金額	-		
	契約の相手方と した理由			

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.2			担当課等:	教育委員会
契約締結前 の公表	公表年月日	令和6年3月18日		
	物品又は役務の内容	中泊町運動公園管理業務委託		
	履行期間又は履行期限	令和6年4月10日 から 令和6年11月10日 まで		
	契約の相手方の 決定方法及び 選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。		
契約の相手方になろうとする者の 申請方法	見積書の提出による			
契約締結後 の公表	公表年月日			
	契約の相手方の 氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称及び主たる 事務所の所在地)			
	契約締結日			
	契約金額	-		
	契約の相手方と した理由			

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.3		
		担当課等: 教育委員会
契約締結前 の公表	公表年月日	令和6年3月18日
	物品又は役務の内容	中里城跡史跡公園草刈業務
	履行期間又は履行期限	令和6年6月1日 から 令和6年10月31日 まで
	契約の相手方の 決定方法及び 選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
契約の相手方になろうとする者の 申請方法	見積書の提出による	
契約締結後 の公表	公表年月日	
	契約の相手方の 氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称及び主たる 事務所の所在地)	
	契約締結日	
	契約金額	-
	契約の相手方と した理由	

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.4		
		担当課等: 教育委員会
契約締結前 の公表	公表年月日	令和6年3月18日
	物品又は役務の内容	B&G海洋センター周辺草刈業務
	履行期間又は履行期限	契約締結の翌日 から 令和6年9月30日 まで
	契約の相手方の 決定方法及び 選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
契約の相手方になろうとする者の 申請方法	見積書の提出による	
契約締結後 の公表	公表年月日	
	契約の相手方の 氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称及び主たる 事務所の所在地)	
	契約締結日	
	契約金額	-
	契約の相手方と した理由	

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.5			担当課等: 小泊支所
契約締結前 の公表	公表年月日	令和6年3月18日	
	物品又は役務の内容	日本海漁火センター夜間・休日日中受付業務委託	
	履行期間又は履行期限	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで	
	契約の相手方の 決定方法及び 選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。	
契約の相手方になろうとする者の 申請方法	見積書の提出による		
契約締結後 の公表	公表年月日		
	契約の相手方の 氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称及び主たる 事務所の所在地)		
	契約締結日		
	契約金額	-	
	契約の相手方と した理由		

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.6			担当課等: 小泊支所
契約締結前 の公表	公表年月日	令和6年3月18日	
	物品又は役務の内容	日本海漁火センター清掃業務委託	
	履行期間又は履行期限	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで	
	契約の相手方の 決定方法及び 選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。	
契約の相手方になろうとする者の 申請方法	見積書の提出による		
契約締結後 の公表	公表年月日		
	契約の相手方の 氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称及び主たる 事務所の所在地)		
	契約締結日		
	契約金額	-	
	契約の相手方と した理由		

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.7			担当課等: 総務課
契約締結前 の公表	公表年月日	令和6年3月18日	
	物品又は役務の内容	役場庁舎日中受付業務(長期継続契約)	
	履行期間又は履行期限	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで	
	契約の相手方の 決定方法及び 選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。	
契約の相手方になろうとする者の 申請方法	見積書の提出による		
契約締結後 の公表	公表年月日		
	契約の相手方の 氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称及び主たる 事務所の所在地)		
	契約締結日		
	契約金額	-	
	契約の相手方と した理由		

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.8			担当課等: 総務課
契約締結前 の公表	公表年月日	令和6年3月18日	
	物品又は役務の内容	役場庁舎周辺除草作業業務	
	履行期間又は履行期限	令和6年4月22日 から 令和6年10月31日 まで	
	契約の相手方の 決定方法及び 選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。	
契約の相手方になろうとする者の 申請方法	見積書の提出による		
契約締結後 の公表	公表年月日		
	契約の相手方の 氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称及び主たる 事務所の所在地)		
	契約締結日		
	契約金額	-	
	契約の相手方と した理由		

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.9			担当課等:	博物館
契約締結前の公表	公表年月日	令和6年3月18日		
	物品又は役務の内容	旧中里高校周辺除草業務		
	履行期間又は履行期限	令和6年5月1日 から 令和6年10月31日 まで		
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。		
	契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出		
契約締結後の公表	公表年月日			
	契約の相手方の氏名及び住所 <small>(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)</small>			
	契約締結日			
	契約金額	-		
	契約の相手方とした理由			

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.10			担当課等:	水産商工観光課
契約締結前の公表	公表年月日	令和6年3月18日		
	物品又は役務の内容	中泊町観光施設草刈業務委託		
	履行期間又は履行期限	令和6年6月1日 から 令和6年10月31日 まで		
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。		
	契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出とする		
契約締結後の公表	公表年月日			
	契約の相手方の氏名及び住所 <small>(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)</small>			
	契約締結日			
	契約金額	-		
	契約の相手方とした理由			

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.11			担当課等: 農政課
契約締結前の公表	公表年月日	令和6年3月18日	
	物品又は役務の内容	中泊町ふれあいセンター緑地等管理業務委託	
	履行期間又は履行期限	令和6年4月1日 から 令和6年11月29日 まで	
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。	
契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出による		
契約締結後の公表	公表年月日		
	契約の相手方の氏名及び住所 <small>(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)</small>		
	契約締結日		
	契約金額	-	
	契約の相手方とした理由		

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.12			担当課等: 上下水道課
契約締結前の公表	公表年月日	令和6年3月18日	
	物品又は役務の内容	下前地区浄化センター環境整備等業務委託	
	履行期間又は履行期限	令和6年6月1日 から 令和6年10月31日 まで	
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。	
契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出による		
契約締結後の公表	公表年月日		
	契約の相手方の氏名及び住所 <small>(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)</small>		
	契約締結日		
	契約金額	-	
	契約の相手方とした理由		

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.13			担当課等: 農政課
契約締結前の公表	公表年月日	令和6年3月18日	
	物品又は役務の内容	大沢内ため池公園施設清掃業務	
	履行期間又は履行期限	令和6年4月1日 から 令和6年11月30日 まで	
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。	
契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出による		
契約締結後の公表	公表年月日		
	契約の相手方の氏名及び住所 <small>(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)</small>		
	契約締結日		
	契約金額	-	
	契約の相手方とした理由		

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.14			担当課等: 農政課
契約締結前の公表	公表年月日	令和6年3月18日	
	物品又は役務の内容	尾別地区農村公園施設清掃業務	
	履行期間又は履行期限	令和6年4月1日 から 令和6年11月30日 まで	
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。	
契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出による		
契約締結後の公表	公表年月日		
	契約の相手方の氏名及び住所 <small>(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)</small>		
	契約締結日		
	契約金額	-	
	契約の相手方とした理由		

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.15			担当課等:	農政課
契約締結前の公表	公表年月日	令和6年3月18日		
	物品又は役務の内容	農村公園草刈業務		
	履行期間又は履行期限	令和6年4月15日 から 令和6年10月31日 まで		
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。		
契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出による			
契約締結後の公表	公表年月日			
	契約の相手方の氏名及び住所 <small>(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)</small>			
	契約締結日			
	契約金額	-		
	契約の相手方とした理由			

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.16			担当課等:	農政課
契約締結前の公表	公表年月日	令和6年3月18日		
	物品又は役務の内容	中泊町林道草刈業務		
	履行期間又は履行期限	令和6年4月15日 から 令和6年10月31日 まで		
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。		
契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出による			
契約締結後の公表	公表年月日			
	契約の相手方の氏名及び住所 <small>(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)</small>			
	契約締結日			
	契約金額	-		
	契約の相手方とした理由			

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.17			担当課等: 環境整備課
契約締結前の公表	公表年月日	令和6年3月18日	
	物品又は役務の内容	中泊町営住宅草刈等業務委託	
	履行期間又は履行期限	令和6年5月20日 から 令和6年11月30日 まで	
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。	
契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出による		
契約締結後の公表	公表年月日		
	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)		
	契約締結日		
	契約金額	-	
	契約の相手方とした理由		

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.18			担当課等: 環境整備課
契約締結前の公表	公表年月日	令和6年3月18日	
	物品又は役務の内容	土木施設管理業務委託	
	履行期間又は履行期限	令和6年5月1日 から 令和7年3月31日 まで	
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。	
契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出による		
契約締結後の公表	公表年月日		
	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)		
	契約締結日		
	契約金額	-	
	契約の相手方とした理由		

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.19			担当課等: 環境整備課
契約締結前の公表	公表年月日	令和6年3月18日	
	物品又は役務の内容	毎月末、町内にあるストックヤード内清掃を清掃及び不燃ごみや粗大ごみ等を町の分別基準に基づき分別し処理する。	
	履行期間又は履行期限	令和6年4月19日 から 令和7年3月31日 まで	
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。	
	契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出による	
契約締結後の公表	公表年月日		
	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)		
	契約締結日		
	契約金額	-	
	契約の相手方とした理由		

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.20			担当課等: 環境整備課
契約締結前の公表	公表年月日	令和6年3月18日	
	物品又は役務の内容	中泊町路上等動物死骸処理業務委託	
	履行期間又は履行期限	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで	
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。	
	契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出による	
契約締結後の公表	公表年月日		
	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)		
	契約締結日		
	契約金額	-	
	契約の相手方とした理由		

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.21			担当課等: 上下水道課
契約締結前の公表	公表年月日	令和6年3月18日	
	物品又は役務の内容	中泊町上水道施設環境整備等業務委託(長期継続契約)	
	履行期間又は履行期限	令和6年4月1日 から 令和7年3月25日 まで	
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。	
契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出による		
契約締結後の公表	公表年月日		
	契約の相手方の氏名及び住所 <small>(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)</small>		
	契約締結日		
	契約金額	-	
	契約の相手方とした理由		

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.22			担当課等: 上下水道課
契約締結前の公表	公表年月日	令和6年3月18日	
	物品又は役務の内容	水道メーター検針等業務委託(長期継続契約)	
	履行期間又は履行期限	令和6年4月1日 から 令和7年3月10日 まで	
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。	
契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出による		
契約締結後の公表	公表年月日		
	契約の相手方の氏名及び住所 <small>(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)</small>		
	契約締結日		
	契約金額	-	
	契約の相手方とした理由		

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.23			担当課等: 財政課
契約締結前の公表	公表年月日	令和6年3月18日	
	物品又は役務の内容	今泉地区泉寿荘周辺空地除草業務	
	履行期間方は履行期限	令和6年6月1日 から 令和6年10月31日 まで	
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。	
契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出による		
契約締結後の公表	公表年月日		
	契約の相手方の氏名及び住所 <small>(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)</small>		
	契約締結日		
	契約金額	-	
	契約の相手方とした理由		

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表 No.24			担当課等: 財政課
契約締結前の公表	公表年月日	令和6年3月18日	
	物品又は役務の内容	中里保健センター周辺草刈り	
	履行期間方は履行期限	令和6年6月1日 から 令和6年10月31日 まで	
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。	
契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出による		
契約締結後の公表	公表年月日		
	契約の相手方の氏名及び住所 <small>(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)</small>		
	契約締結日		
	契約金額	-	
	契約の相手方とした理由		

令和6年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表
 No.25 担当課等: 財政課

契約締結前の公表	公表年月日	令和6年3月18日
	物品又は役務の内容	小泊保健センター周辺草刈り
	履行期間又は履行期限	令和6年6月1日 から 令和6年10月31日 まで
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
	契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出による
契約締結後の公表	公表年月日	
	契約の相手方の氏名及び住所 <small>(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)</small>	
	契約締結日	
	契約金額	-
	契約の相手方とした理由	